目 次

第II部 明細書及び特許請求の範囲

第1章 発明の詳細な説明の記載要件	
第1節 実施可能要件(特許法第36条第4項第1号)	
1. 概要	-
2. 実施可能要件についての判断に係る基本的な考え方 2	-
3. 実施可能要件の具体的な判断 3	-
3.1 発明のカテゴリーごとの判断3	-
3.1.1 「物の発明」についての発明の実施の形態 3	-
3.1.2 「方法の発明」についての発明の実施の形態 6	-
3.1.3 「物を生産する方法の発明」についての発明の実施の形態・6	-
3.2 実施可能要件違反の類型 7	-
3.2.1 発明の実施の形態の記載不備に起因する実施可能要件違反・7	-
3.2.2 請求項に係る発明に含まれる実施の形態以外の部分が実施	
可能でないことに起因する実施可能要件違反・8	; -
4. 実施可能要件についての判断に係る審査の進め方 9	-
4.1 拒絶理由通知9	-
4.1.1 実施可能要件違反の拒絶理由通知 9	-
4.1.2 実施可能要件とサポート要件との関係 10) -
4.2 出願人の反論、釈明等 11	-
4.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応 11	-
5. 特定の表現を有する請求項についての取扱い 11	-
5.1 マーカッシュ形式で記載された請求項の場合 11	-
5.2 達成すべき結果によって物を特定しようとする記載を含む請	
求項の場合	
6. 留意事項	-
第2節 委任省令要件(特許法第36条第4項第1号)	
1. 概要	-
2. 委任省令要件についての判断 1	-
3. 委任省令要件についての判断に係る審査の進め方4	
3.1 拒絶理由通知	
3.2 出願人の反論 釈明等	

	3.3 世	出願人の反論、釈明等に対する番査官の対応 ····································	•
第 3	節 先	行技術文献情報開示要件(特許法第36条第4項第2号)	
1.	概要·	·····	-
2.	. 先行技	を術文献情報開示要件についての判断 2 =	-
	2.1	:行技術文献情報が開示されるべき発明 ·······2	-
	2.1.1	文献公知発明であること 2	-
	2.1.2	特許を受けようとする発明に関連する発明であること2	-
	2.1.3	3 出願人が知っている発明であること 3	-
	2.1.4	出願人が特許出願の時に知っている発明であること 4	-
	2.2 発	き明の詳細な説明における先行技術文献情報の記載 4	-
	2.2.1	先行技術文献情報の記載4	-
	2.2.2	2 記載すべき先行技術文献情報が多数ある場合 5	-
	2.2.3	3 記載すべき先行技術文献情報がない場合 ······ 5	-
	2.3 補	前正による先行技術文献情報の追加 ······ 5	-
	2.3.1	先行技術文献情報を追加する補正についての判断 5	-
	2.3.2	補正によって先行技術文献情報開示要件が満たされなくな	
		る場合 6	-
	2.4	行技術文献情報開示要件違反の代表例 6	-
3.		で術文献情報開示要件違反についての判断に係る審査の進め方 - 7 ·	
	3.1 第	5 48 条の 7 の通知 7	
	3.1.1		
	3.1.2		
	3.1.3		
	3.2 推	E.絶理由通知 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-
	3.2.1	先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知 8	-
	3.2.2		
	3.2.3	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
4.		を術文献情報の明細書への記載要領 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	4.1 先	に行技術文献情報の記載方法	
	4.1.1	7.4	
	4.1.2	2 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
	4.1.3		
	4.1.4	N= NC /	
	4.2 先	E行技術文献情報の記載例	
	4.2.1	適切な記載の例 11	-

4.2.2 適切でない記載の例 11	-
第2章 特許請求の範囲の記載要件	
第1節 特許法第36条第5項	
第2節 サポート要件(特許法第36条第6項第1号)	
1. 概要	_
2. サポート要件についての判断 1	
2.1 サポート要件についての審査に係る基本的な考え方 ···············- 1	
2.2 サポート要件違反の類型	
3. サポート要件の判断に係る審査の進め方 5	
3.1 拒絶理由通知	
3.1.1 類型(3)について	
3.1.2 類型(4)について	
3.2 出願人の反論、釈明等 6	
3.2.1 類型(3)について 6	-
3.2.2 類型(4)について7	-
3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応7	-
第3節 明確性要件(特許法第36条第6項第2号)	
1. 概要	
2. 明確性要件についての判断	-
2.1 明確性要件についての判断に係る基本的な考え方 ················· 1	-
2.2 明確性要件違反の類型	-
2.3 留意事項	-
3. 明確性要件についての判断に係る審査の進め方 12	-
3.1 拒絶理由通知 12	-
3.2 出願人の反論、釈明等 12	-
3.3 出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応 13	-
4. 特定の表現を有する請求項についての取扱い 13	-
4.1 機能、特性等を用いて物を特定しようとする記載がある場合 - 13	-
4.1.1 発明が不明確となる類型 13	-
4.1.2 留意事項 15	-
4.2 サブコンビネーションの発明を「他のサブコンビネーション」	
に関する事項を用いて特定しようとする記載がある場合 16	-

	4.3	3.1 発明が不明確となる類型	17 -
	4.3	3.2 物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載	さ
		れている場合	18 -
	4.5	3.3 留意事項	18 -
第4	節	簡潔性要件(特許法第36条第6項第3号)	
1.	. 概要	ਬੁੱ	1 -
2.	. 簡潔	図性要件についての判断	1 -
3.	簡潔	累性要件についての判断に係る審査の進め方	2 -
	3.1	拒絶理由通知	2 -
	3.2	出願人の反論、釈明等	3 -
	3.3	出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応	3 -
第5	節	時許請求の範囲の記載に関する委任省令要件(特許法第36条第	月6項
		第4号)	
		î	
2.	第36	3条第6項第4号についての判断	1 -
	2.1	特許法施行規則第24条の3第1号から同条第4号に違反する類類	
	2.2	特許法施行規則第24条の3第5号の違反について	
3.	第36	3条第6項第4号についての判断に係る審査の進め方	
	3.1	拒絶理由通知	
	3.2	出願人の反論、釈明等	
	3.3	出願人の反論、釈明等に対する審査官の対応	5 -
		明の単一性(特許法第37条)	
		ਦੁ ······	
		37条の要件についての判断	
		月の単一性の要件についての判断	
4.		を対象の具体的な決定手順 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	4.1	特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4.2	審査の効率性に基づく審査対象の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4.3	審査対象の決定の例	
		37条の要件についての判断に係る審査の進め方 ··············	
6.		Eの場合における「同一の又は対応する特別な技術的特徴」の	
		型····································	
	6.1	請求項に係る発明間に特定の関係がある場合の判断類型	12 -

第11部 明細書及び特許請求の範囲

6.1.1	物とその物を生産する方法、あるいは、物とその物を生	
	産する機械、器具、装置その他の物	12 -
6.1.2	物とその物を使用する方法、あるいは、物とその物の特	
	定の性質を専ら利用する物	13 -
6.1.3	物とその物を取り扱う方法、あるいは、物とその物を取	
	り扱う物	13 -
6.1.4	方法とその方法の実施に直接使用する機械、器具、装置	
	その他の物	14 -
3.2	ーカッシュ形式	14 -
3.3 中	間体と最終生成物	15 -

<関連規定>